

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金の支給に係る時効の特例等に関する法律案 要綱

一 趣旨

この法律は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（以下「特別給付金支給法」という。）による特別給付金の支給について適切な方法により周知が図られなかったことによって、消滅時効の完成により当該特別給付金を受ける権利を失った者が多数存在することにかんがみ、特別給付金支給法による特別給付金の支給に係る時効の特例等に関し必要な事項を定めるものとする。 （第一条関係）

二 時効の特例

- 1 特別給付金支給法に規定する戦没者等の妻等（これらの者とみなされる者を含む。）に対しては、特別給付金支給法による特別給付金を受ける権利について消滅時効が完成した場合においても、当該特別給付金を支給するものとする。
- 2 1にかかわらず、1の者が厚生労働大臣（都道府県知事その他政令で定める者を含む。）から特別給付金支給法による特別給付金を受けることができる旨の通知を受けていたときは、政令で定めるところ

により、当該特別給付金を支給しないことができるものとする。

- 3 1及び2は、特別給付金支給法による特別給付金を受ける権利を有する者が当該特別給付金の請求前に死亡した場合に当該権利を承継した者について準用するものとする。 (第二条関係)

三 支給対象者への通知等

- 1 厚生労働大臣は、恩給法に規定する扶助料等の支給のために保有されている個人情報の提供を受けること等により、二により特別給付金支給法による特別給付金を受ける権利を有する者を正確に把握するよう努めるとともに、その把握した者に当該特別給付金を受けることができる旨が通知されるよう必要な措置を講じなければならないものとする。
- 2 厚生労働大臣は、1のほか、広報活動等を通じて、二により特別給付金支給法による特別給付金を受ける権利を有する者に対し、その旨の周知を図らなければならないものとする。 (第三条関係)

四 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行すること。 (附則第一項関係)
- 2 政府は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金若しくは戦没者の父母等に対す

る特別給付金支給法による特別給付金又は戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金を受け権利の時効による消滅の実情について調査し、この法律の趣旨に照らし必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 (附則第三項関係)

3 その他所要の規定を整備すること。